なにげないビラや看板 それちょっと危ないかも?

実は落とし穴が多い屋外広告物

【多くの法令が関与し、手続きも多い】

一定の場合を除き、**許可申請が必要です。 設置前だけでなく設置後も必要な手続きが多く存在**します。

【罰則規定がある】

違反した場合、条例により**1年以下の懲役や、 50万円以下の罰金等**に処せされることがあります。また、違反行為を行った行為者だけでなく、 **雇用主や掲出を指示した者にも罰則規定が適用**されます!

【ご存じですか?】

チラシやビラも貼れば屋外広告物扱いとなります。 窓から外に向かって貼るポスターも**特定屋内広告物** として一部地域では規制がなされています!



行政への手続き、書類作成は行政書士におまかせください

計画段階でのご相談

- 法令、景観ガイドラインの 確認
- 屋外広告物専門業者の紹介

行政への手続き

- 行政への事前相談
- 書類作成
- 書類の提出
- その他付随する手続き

変更・更新の届出

- 広告物の数量・形状・材質の変更
- 設置者、広告主の変更
- 管理者の変更
- 屋外広告物の除却届

行政への手続きの代理、 書類作成は行政書士へ! 行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人 の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作 成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、 行政書士法違反となります。

屋外広告物のことなら アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也 (日本行政書士会連合会 24260687号) 〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階

TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp

Web: https://ironbird.jp

アイアンバード行政書士事務所

ご相談はこちら



看板のお手続き、大丈夫ですか?

看板が設置されているビルを売買・賃貸・譲渡・相続する際に、 行政へのお手続きが必要な場合がございます。

怠った場合、法令により罰則が科される場合がございます。



屋外広告物に 関するお手続き

屋外広告物の数量、材質、 デザインが変更となった場 合や、設置者や管理者等の 情報に変更が生じた場合 は、別途お手続きが必要と なります。

道路に関するお手続き が必要な場合も

突き出し看板等、上空を含む 敷地外の道路を占用している 場合、道路占用許可申請が必 要となります。

占用者の社名、住所や氏名が 変更になった場合や、売買等 で占用者が変わった場合は別 途手続きが必要となります。

怠った場合は 罰則以外にも…

法令違反は企業イメージ低下 につながるだけではありませ h_{\circ}

重大な事故が発生した際に業 務上過失致死罪にも問われた 事例も存在します。

行政への手続きの代理

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受 け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に 書類作成は行政書士へ!別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となります。

屋外広告物のお手続きのことなら

アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也(日本行政書士会連合会 第24260687号) 〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階

TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp

Web: https://ironbird.jp/

アイアンバード行政書士事務所

ご相談はこちら

